

令和3年6月30日

市政記者クラブ 様

南区役所区政部総務課
担当：三和（電話 823-9310）
（19時20分まで職員が待機します）

南区役所における文書の配付誤りについて

南区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和3年6月30日（水）
- 2 発生場所
南区菊住学区（南区菊住一丁目付近）
- 3 事実の概要
令和3年6月29日（火）、通達員がAさんに配付すべき「保護変更決定通知書（以下、「通知書」という。）」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、令和3年6月30日（水）、南区役所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、保護変更理由、保護の種類、支給額、介護保険料
- 5 対応
 - ・Bさんについては、令和3年6月30日（水）、区役所職員が訪問し謝罪するとともに、通知書を回収しました。
 - ・Aさんについては、同日、区役所職員が訪問し謝罪するとともに、通知書をお渡しいたしました。
- 6 原因
Aさん宅とBさん宅は同じ集合住宅内であり、かつ、投函前の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員に対し、個人情報の重要性を改めて周知するとともに、配付前に必ず1通ごとに「声出し」「指差し確認」を行い、配付物の住所、氏名と現地の住所、表札等を確認するなど、文書の確実な配付を再度徹底します。